

橋本市告示第 73 号

橋本市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地方就職学生支援金交付要綱(令和6年橋本市告示第74号)の一部を次のように改める。なお、改正箇所は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び橋本創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の橋本市(以下「市」という。)内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う和歌山県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、市に移住した者又は移住する見込みの者が橋本市地方就職支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。 (定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のある区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)及び平成22年から令和2年までの人口減少率が10%以上の市町村を除いた区域をいう。	(趣旨) 第1条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び橋本創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の橋本市(以下「市」という。)内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う和歌山県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、市に移住する見込みの者が橋本市地方就職支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。 (定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 移住 略 (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のある区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)を除いた区域をいう。

(3) 略

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる学生(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす学生とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院(以下「大学等」という。)の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業若しくは修了する見込みであること、又は当該大学等を卒業若しくは修了後1年以内であること。

(イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 和歌山県内に所在する企業に就職することが内定していること、又は就職後1年以内であること。

(イ) 市に移住し、5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 略

(イ) 日本人であること若しくは外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 略

(3) 略

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる学生(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす学生とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 和歌山県内に本社が所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に(ア)の企業に就職し、市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 略

(イ) 日本人であること若しくは外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 略

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する企業に就職することが内定していること。

(ア) 略

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ)～(オ) 略

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること、又は基づいて就業する見込みであること。

(イ) 略

(交付対象経費等)

第4条 支援の対象となる経費及び交付金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地方への就業等にかかる交通費 16,000円

(2) 移住に係る移転費 移住に要した費用又は108,000円のいずれか低い額。ただし、算出した経費に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、橋本市地方就職支援金交付申請書(様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する企業に就職することが内定していること。ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考(オンラインを除く。)で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

(ア) 略

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(ウ)～(オ) 略

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 略

(交付金額)

第4条 支援金の額は、交付対象者1人につき16,000円とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、橋本市地方就職支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 在学証明書等の卒業学年であることの確認ができる書類又は卒業並びに修了証明書(卒業又は修了日が就業開始日から1年以内に発行されたもの) (3) 移住に係る移転費の領収書 (4) 就職先企業の就業証明書(様式第2号) (5)～(8) 略 (返還請求) 第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより支援金の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして和歌山県及び市が認めた場合は、この限りではない。 (1) 次に掲げる場合 全額の返還 ア 略 イ <u>大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合。</u> ウ <u>大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に市に転入しなかった場合。ただし、申請時に市内に住民票がある場合を除く。</u> エ <u>内定企業の就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、職を辞した後3月以内に第3条第1項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。</u> オ 略 (2) 略 2 略	(2) 在学証明書等の卒業学年であることの確認ができる書類 (3) 内定証明書(様式第2号) (4)～(7) 略 (返還請求) 第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより支援金の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして和歌山県及び市が認めた場合は、この限りではない。 (1) 次に掲げる場合 全額の返還 ア 略 イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合。 ウ 申請日から1年以内に市に転入しなかった場合 エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 オ 略 (2) 略 2 略
--	---

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第 6 条に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日	内定日	年 月 日	

3. 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地
		(バス停名・駅名・空港名など)	

4. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から5年以上継続して、橋本市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード (〇〇県及び〇〇市使用欄)	
---------------------	--

様式第1号の次に次の2様式を加える。

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第 6 条に基づき、地方就職支援金(移転費)の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2. 就職活動訪問先

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3. 移転内容

日付		費用	
移住元 (東京圏)		移住先	

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4. 移住前の住民票の所在について

A. 移住先（橋本市）に元からある（移動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）	

※A. に○を付けた場合は対象となりません。

5. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から5年以上継続して、橋本市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（和歌山県及び橋本市使用欄）	
---------------------	--

様式第 1 号の 3(第 5 条関係)

年 月 日

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第 6 条に基づき、地方就職支援金(交通費及び移転費)の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日	就業開始日	年 月 日	

3. 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地
		(バス停名・駅名・空港名など)	

4. 移転内容

日付		費用	
移住元 (東京圏)		移住先	

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5. 移住前の住民票の所在について

A. 移住先（橋本市）に元からある（移動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）	

※A. に○を付けた場合は対象となりません。

6. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から5年以上継続して、橋本市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（和歌山県及び橋本市使用欄）	
---------------------	--

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

所在地:

事業者名:

印

代表者名:

電話番号:

担当者:

和歌山県地方就職学生支援事業に係る就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
内 定 年 月 日	年 月 日
就 業 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態	新規採用者である・週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業の有無	☐ 和歌山県内の事業所に就業している（予定も含む）
対 象 経 費 の 支 援	☐ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない ☐ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び橋本市の求めに応じて、和歌山県及び橋本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。